

## 北九州市国家戦略特区の取組状況について

### 1 平成30年度の取組状況（主なもの）

#### （1）新たに計画認定された事業（2事項2事業）

##### ① 外国人創業活動促進事業（平成30年6月14日認定）〈別紙1〉

###### 【内容】

自治体による事業計画の審査等を要件に、「経営・管理」の在留資格の基準（当初から「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限（500万円）の投資額」等）を緩和し、6か月間の創業活動準備期間を設ける。

###### 【実績】

- ・平成30年7月2日 申請受付開始
- ・相談：7件、うち創業活動開始：2人、うち創業：1人

##### ② 「近未来技術実証ワンストップセンター」の設置（平成30年10月23日認定）〈別紙2〉

###### 【内容】

近未来技術（「自動車の自動走行」・「小型無人機」・「電波利用」）に係る実証実験をワンストップで支援し促進するため、「北九州高度産業技術実証ワンストップサポートセンター」を設置。

※「電波利用」及び複数分野を支援の対象としたのは全特区で初めて

###### 【実績】

- ・平成30年11月 1日 開設
- ・平成30年11月29日 PRのため、開設キックオフイベントとしてセミナーを開催（約100名参加）
- ・相談：29件、実証実験：57回

#### ➡ 上記を含め、本市全体で11事項18事業を実施中



#### （2）追加規制改革事項の提案（1件）

##### 海外大学・大学院卒業留学生の日本語学校卒業後の就職活動継続に関する規制緩和（平成30年8月27日提案）〈別紙3〉

###### 【内容】

海外の大学・大学院を卒業後、本邦の日本語学校へ留学し、卒業後も本邦での就職活動の継続を希望する者に対し、在留資格を「留学」から「特定活動」へ切り替え、在留期間を延長（最長1年）。

###### 【現状】

平成30年9月19日及び平成31年3月27日に、国家戦略特区ワーキンググループ有識者委員によるヒアリングに出席（本市及び法務省）。

現在、法務省において、提案実現の可否を検討中。

## 2 平成30年度の評価結果

### (1) 国家戦略特別区域会議

- ・ 日 時：令和元年5月31日（金） 16時15分～17時20分
- ・ 場 所：中央合同庁舎4号館（東京都千代田区霞が関3-1-1）
- ・ 議 題：指定区域に係る評価について 等

### (2) 北九州市の評価結果（主なもの。本市全事業の評価については〈別紙4〉参照） （区域会議資料「平成30年度 指定10区域の評価について（案）」より抜粋）

#### 【評価すべき点】

##### ・ 国家戦略特別区域道路占用事業

各エリアでのイベントが恒例化、多様な展開の試みが賑い創出に大きく貢献。成功したイベントは、海外にも展開している。

##### ・ 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業

全国初となる第一種・第二種低層住居専用地域、市街化調整区域に設置。

#### 【課 題】

##### ・ 「シニア・ハローワーク」の設置

関係就業機関と連携しPR活動に努める必要がある。

- ・ 市民・企業・行政が一丸となって、産業を活性化するとともに、産業構造の変化の波などの試練を乗り越えてきた経験を踏まえ、市の方針や目的を明確にしつつ、産業活性化に資する外国人材関連や近未来技術実証関連の案件形成を期待。

## 3 令和元年度 of 取組状況

### 追加規制改革事項の提案（2件）

#### 電波法・広帯域電力線搬送通信設備（高速PLC）に関する規制緩和

（令和元年5月24日提案）〈別紙5〉

#### 【現 状】

- ・ 電力線で通信を行う高速PLC機器は、屋外の移動式発電機の電力線には使用不可（電波法許可が必要）であり、電力線と通信線の2重配線による過重が、ロボットの小型化、調査範囲拡大の阻害要因となっている。
- ・ 実験用免許申請であっても、「他の通信設備への混信、障害を与えない技術的根拠」の明示が必要であり、実験用免許申請前に事前の予備実験の実施等、迅速な実証実施が困難となっている。

#### 【規制改革提案】

- ・ 型式指定の高速PLC機器を、屋外の移動式発電機の電力線にも使用可能とする。
- ・ 事前規制を最小化し、実験中の電波調査等による事後フィックを免許要件とする。

- 北九州市では創業を促進する取組みとして、創業した人、創業を目指す人、それを支えるリソース、ノウハウを持つ人が交流できる「北九州スタートアップネットワークの会」を設立し、市を挙げて創業を応援。
- 外国からの注目が年々高まっているところ、優秀な外国の英知を活用するため、外国人が本市において創業することをより容易に。

## 1. 従来において申請した場合

北九州市で創業したい！



外国人が日本で創業するには、  
 ① 資本金等500万円以上  
 or  
 ② 常勤職員を2名以上雇用が必要

特区の活用

## 2. 入管法の特例を活用した場合



北九州市が創業活動計画を確認



(特例措置の内容)  
 半年間の創業準備期間を得ることで創業準備がより円滑に！

スタートアップビザの実施により、外国人が北九州市で創業しやすくなるだけでなく、日本人創業者と外国人創業者のビジネス上の相乗効果（海外展開等）を促進！

## 北九州高度産業技術実証ワンストップサポートセンターの設置

北九州市では、高度な産業技術である自動車の自動運転、小型無人機及び電波利用の実証実験の支援を強化するため、国と共同で「北九州高度産業技術実証ワンストップサポートセンター」を設置し、関係府省庁、道路・土地管理者、地元関係者等との調整を行う等、支援機能の充実を図る。

### 【これまでの取組例】

【自動車の自動運転】



自動運転バス・一般車両公道実証

【小型無人機】



インフラ点検実証

3次元地図と通信技術を活用した自動飛行実証

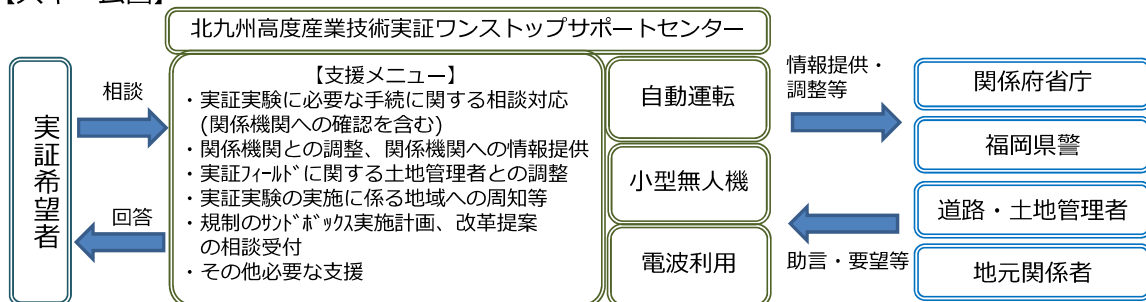
【電波利用】



L PWA見守り実証

ドローン監視レーダー実証

### 【スキーム図】



近代日本の産業革命の地・北九州市をフィールドに第4次産業革命を実現！

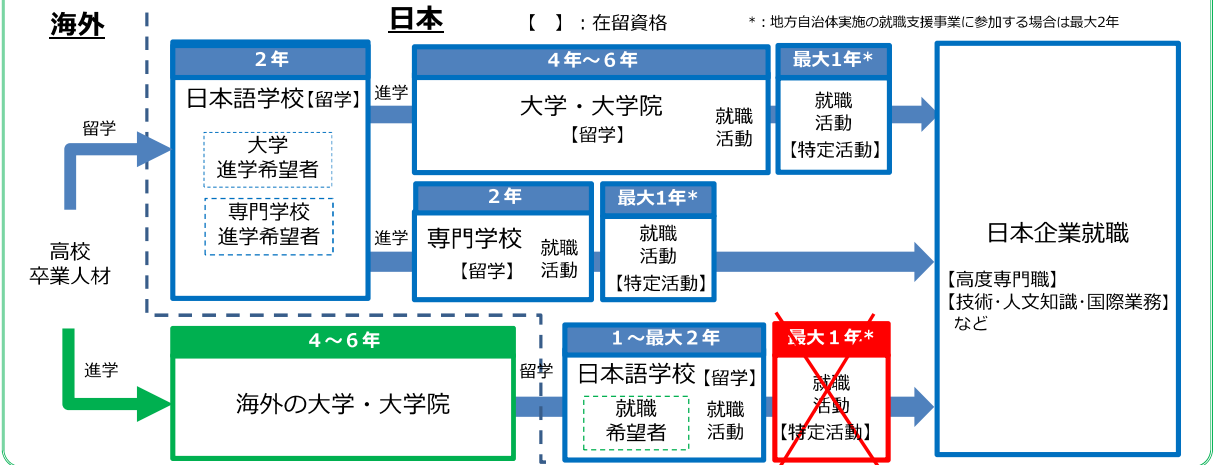
新規提案 海外大学・大学院卒業留学生の日本語学校卒業後の就職活動継続に関する規制緩和

【背景】

[ 未来投資戦略 2018 ] 2-3. 外国人材の活用推進  
 高度外国人材の「卵」である優秀な外国人留学生の国内就職率の向上に向け、外国人学生の呼び込みから就職に至るまで一貫した対応を行うとともに、留学生と産業界双方のニーズを踏まえた効果的なマッチングを図る。

【現状と課題】

○海外の大学・大学院を卒業後に日本での就職を目指して来日した留学生が、日本語学校卒業後に就職活動の継続を希望する場合、在留資格「特定活動」への切替えによる在留期間の延長は認められていない。  
 ○日本語学校在学中に採用通知が得られなかった場合、「帰国」あるいは就職活動を継続するために「進学」している。



【規制緩和提案】

海外大学・大学院卒の留学生が、日本語学校卒業後も就職活動継続を希望する場合、日本の大学・大学院・専門学校卒の留学生と同様に、在籍校の推薦状を添えて入国管理局に申請すれば、在留資格を切替え、在留期間の延長を可能とする。

【効果】

- 日本での就職を目指して来日する優秀な外国人留学生の増加！
- 海外で「高度な専門性」、日本で「日本語力」を身につけた「高度外国人材」等の日本国内就職率の向上！
- 産業都市・北九州市における理工系エンジニア等求人企業と留学生の就職マッチング促進！

**国家戦略特別区域会議(令和元年 5 月 31 日)**  
**(平成30年度国家戦略特別区域の評価について(案)【抜粋】)**

**北九州市**

【名称】 福岡市・北九州市 グローバル創業・雇用創出特区

【目標】 雇用条件の明確化及び高年齢者の就業支援などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、起業や新規事業の創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、更なる雇用の拡大を図る。

1、個別認定事業の進捗状況等

[ 平成 28 年度： 7 事項、11 事業    平成 29 年度： 2 事項 5 事業    平成 30 年度： 2 事項 2 事業  
 累計： 11 事項、18 事業 ]

※太枠内は、平成 30 年度に計画認定した事業である。

事項・事業名	実施主体	計画認定日
① 国家戦略道路占用事業  [ 平成 28 年度 : 5 事業 平成 29 年度 : 2 事業 平成 30 年度 : 0 事業 累計 : 7 事業 ]	【船場町1号線・6号線】 公共空間リソース活用勉強会	平成 28 年 4 月 13 日
	【魚町 11 号線】 鳥町まちづくり会議推進協議会	平成 28 年 4 月 13 日
	【八幡停車場線】 「つながる絆！八幡」実行委員会	平成 28 年 4 月 13 日
	【東港町2号線・5号線】 門司港レトロ倶楽部	平成 28 年 4 月 13 日
	【西海岸7号線】 門司港レトロ倶楽部	平成 28 年 4 月 13 日
	【黒崎 10 号線・熊手5号線】 tugu.town 黒崎実行委員会	平成 29 年 9 月 5 日
	【黒崎 36 号線】 黒崎コミュニティ	平成 29 年 9 月 5 日
② 国家戦略特別区域外国人 創業活動促進事業 [ 平成 30 年度 : 1 事業 累計 : 1 事業 ]	北九州市	平成 30 年 6 月 14 日
③ 特定非営利活動法人設立 促進事業 [ 平成 28 年度 : 1 事業 平成 29 年度 : 0 事業 平成 30 年度 : 0 事業 累計 : 1 事業 ]	北九州市	平成 28 年 4 月 13 日

<p>④ ユニット型指定介護老人福祉施設の共同生活室に関する特例事業</p> <p>平成 28 年度 : 1 事業 平成 29 年度 : 0 事業 平成 30 年度 : 0 事業 累計 : 1 事業</p>	北九州市	平成 28 年 4 月 13 日
<p>⑤ 特定実験試験局制度に関する特例事業</p> <p>平成 29 年度 : 2 事業 平成 30 年度 : 0 事業 累計 : 2 事業</p>	株式会社国際海洋開発	平成 29 年 12 月 15 日
	一般社団法人無人機研究開発機構	平成 29 年 12 月 15 日
<p>⑥ 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業</p> <p>平成 28 年度 : 1 事業 平成 29 年度 : 0 事業 平成 30 年度 : 0 事業 累計 : 1 事業</p>	北九州市	平成 28 年 10 月 4 日
<p>⑦ 国家戦略特別区域空港アクセスバス事業</p> <p>平成 29 年度 : 1 事業 平成 30 年度 : 0 事業 累計 : 1 事業</p>	西鉄バス北九州株式会社	平成 29 年 12 月 15 日
<p>⑧ 国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業</p> <p>平成 28 年度 : 1 事業 平成 29 年度 : 0 事業 平成 30 年度 : 0 事業 累計 : 1 事業</p>	Houyou 株式会社	平成 28 年 12 月 12 日
<p>⑨ 高齢者等への重点的な就職支援のための「シニア・ハローワーク」の設置(構造特区)</p> <p>平成 28 年度 : 1 事業 平成 29 年度 : 0 事業 平成 30 年度 : 0 事業 累計 : 1 事業</p>	北九州市	平成 28 年 4 月 13 日
<p>⑩ 特産酒類の製造事業(構造特区)</p> <p>平成 28 年度 : 1 事業 平成 29 年度 : 0 事業 平成 30 年度 : 0 事業 累計 : 1 事業</p>	北九州市内で生産された、地域の特産物であるブドウを原料とした果実酒を製造しようとする者	平成 28 年 10 月 4 日
<p>⑪ 近未来技術の実証実験を促進するための「近未来技術実証ワンストップセンター」の設置</p> <p>平成 30 年度 : 1 事業 累計 : 1 事業</p>	内閣府ほか関係各省庁、北九州市	平成 30 年 10 月 23 日

①国家戦略道路占用事業	年度	28	29	30	合計
	事業数	5	2	0	7

<平成 28 年度の認定事業に関する評価>

(実績)

- ・ 北九州市で認定された5事業では、平成 30 年度は 20 回のイベントを実施した。来訪者は 74.1 万人であった。

項目	年度		
	28	29	30
イベント回数	32 回	20 回	20 回
来訪者	164 万人	70.3 万人	74.1 万人

(評価)

- ・ 事業実施者に営業者だけでなく大学生を動員するなど、年齢やターゲットに合わせ多様な層への幅広い参加を呼び掛けるなどの工夫した取組は高く評価できる。

<平成 29 年度の認定事業に関する評価>

(実績)

- ・ 北九州市で認定された2事業について、平成 30 年度 16 回、参加者は約 9.5 万人であった。

項目	年度	
	29	30
イベント回数	7 回	16 回
来訪者	約 2.9 万人	約 9.5 万人

(評価)

- ・ 平成 30 年度に2回開催したあんぱんをテーマにしたパンマルシェ「あんぱんパーク黒崎」は大変好評であり、北九州市内の結婚式場や韓国でのイベント開催の依頼がある等、道路空間の活用をきっかけとして、にぎわい創出の更なる展開が期待できる。

②国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業	年度	30	合計
	事業数	1	1

<平成 30 年度の認定事業に関する評価>

(実績)

- ・ 北九州市での区域計画が平成 30 年6月 14 日に認定され、7月2日よりスタートアップビザの受付を開始した。市の HP や SNS 利用、セミナー開催等による周知活動を国内外で実施している。
- ・ 平成 30 年度末時点、相談対応件数は 7 件、申請人数は2件、創業活動確認証明書交付人数は2人で、創業活動開始人数は2人である。申請者の国籍は、1人が香港、もう1人は韓国であった。

(評価)

- ・ 事業は順調に立ち上がり、今後一層の活用が期待される。

③特定非営利活動法人 設立促進事業	年度	28	29	30	合計
	事業数	1	0	0	1

<平成 28 年度の認定事業に関する評価>

(実績)

項目	年度		
	28	29	30
申請件数	39 件	29 件	38 件
設立件数	15 件	15 件	11 件
既存設立手続きと比較した 手続き削減日数(*)	45 日	16 日	16 日

\* 既存設立手続きにおいて、特定非営利活動促進法の改正により、平成 29 年 4 月 1 日から認証申請の添付書類の縦覧期間が 2 ヶ月から 1 ヶ月となった。平成 29 年度以降は改正後の日数にて算出。

(評価)

- ・ NPO 設立件数は順調に推移しており、NPO 法人の設立促進に一定の効果があつたと見込まれる。

④ユニット型指定介護老人 福祉施設の共同生活室 に関する特例事業	年度	28	29	30	合計
	事業数	1	0	0	1

<平成 28 年度の認定事業に関する評価>

(実績)

- ・ 北九州市では、実証施設 3 か所において、移乗支援機器に関する教育システムの有効性や高齢の介護職員の従事可能性について実証した。移乗支援など効果が見込まれる機器と、機器を使いこなす高齢職員を活用した介護業務の効率化に関する実証実験も実施した。

項目	年度		
	28	29	30
実証施設件数	2 件	5 件	3 件
介護ロボット等の 実証台数	7 種類 14 台	11 種類 117 台	5 種類 41 台

(評価)

- ・ 移乗支援機器について、介護職員が使いこなすためのマニュアルや、機器活用を前提とした介護手順書を作成し、研修の徹底を行うことで性別や年齢、経験にかかわらず、誰でも入居者に対し負担なく安全な機器活用が可能となり、今後の展開が期待される。

(補足)

- ・ 本事業を PR するため、国際福祉機器展及び西日本国際福祉機器展への出展とセミナーの開催、市内の介護事業者を対象とした介護ロボットセミナー等を開催した。



⑤特定実験試験局制度に関する特例事業	年度	29	30	合計
	事業数	2	0	2

<平成 29 年度の認定事業に関する評価>

(実績)

- ・ 北九州市では2事業者が平成 30 年8月1日及び 16 日に免許申請、即日発給を受けた。
- ・ うち1事業者は、平成 30 年8月2日、当該免許を利用してドローン及び無人水上艇のカメラから高画質映像を遅滞なく無線伝送する実証実験を開始し、6回の実証実験を実施した。
- ・ もう1事業者は、平成 30 年8月 17 日、当該免許を利用して「マイクロ波レーダーを利用した、無許可ドローン等未確認小型飛翔体の航空利用状況監視」の実証実験を開始し、7回の実証実験を実施した。

(評価)

- ・ 上記免許は、いずれもが申請日に即日交付され、通常の申請から交付までの期間と比べて、13 日の削減と大幅に短縮されており、事業者及び協力者の活動展開に貢献した。

⑥国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業	年度	28	29	30	合計
	事業数	1	0	0	1

<平成 28 年度の認定事業に関する評価>

(実績)

- ・ 北九州市では平成 29 年1月に申請受付を開始した。全国初となる第一種・第二種低層住居専用地域、市街化調整区域に設定し、国内外観光客をターゲットとし、グリーンツーリズムなどと併せて展開する計画。
- ・ 平成 29 年 7 月に第1号物件を認定、平成 29 年9月に第1号物件が宿泊者の受け入れを開始、平成 30 年4月に第2号物件を認定、平成 30 年7月より宿泊受入れを開始している。

(評価)

- ・ 今後、「にぎわいのあるまちづくり」への貢献が期待される。

⑦国家戦略特別区域空港アクセスバス事業	年度	29	30	合計
	事業数	1	0	1

<平成 29 年度の認定事業に関する評価>

(実績)

- ・ 臨時フライトの就航情報や7日前的フライト乗客情報に基づき、北九州空港と小倉駅間で時刻、ルートを柔軟に設定した臨時バスを運行している。(今年度確定値)

項目	年度	
	29	30
運行計画見直し等申請回数	2 回	4 回
利用者数	238 人	170 人
臨時便運行回数(往復回数)	20 回	13 回

(評価)

- ・ 臨時バスを柔軟に運行することで、利用者にとって一定の効果があったと見込まれる。

⑧国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業	年度	28	29	30	合計
	事業数	1	0	0	1

<平成 28 年度の認定事業に関する評価>

(実績)

- ・ 北九州市では、平成 28 年 12 月に1事業者を認定している。国家公務員ではないが、平成 29 年度中に地方公務員から2件の相談があった。

(評価)

- ・ 今後、ニーズや課題の洗い出し、PR 活動、また対象となる人材の条件等について検討を行い、抜本的な改善を図る必要がある。

⑨高齢者等への重点的な就職支援のための「シニア・ハローワーク」の設置(構造特区)	年度	28	29	30	合計
	事業数	1	0	0	1

<平成 28 年度の認定事業に関する評価>

(実績)

- ・ 平成 28 年 8 月に全国で初となる 50 歳以上の就職支援を重点的に行う「シニア・ハローワーク戸畑」を北九州市内に開設した。
- ・ 「シニア・ハローワーク戸畑」開設以降、50 歳以上の就職件数・新規求職申込件数は順調に増加している。

項目	年度		
	28	29	30
50 歳以上の就職件数	216 件	325 件	428 件
50 歳以上の新規求職申込件数	758 件	1,174 件	1,399 件

(評価)

- ・ 今後も、利用者に寄り沿った就職支援を行っていることを周知するため、関係就業機関と連携し PR 活動に努める必要がある。

⑩特産酒類の製造事業(構造特区)	年度	28	29	30	合計
	事業数	1	0	0	1

<平成 28 年度の認定事業に関する評価>

(実績)

- ・ 平成 30 年3月にワイン醸造を開始(平成 29 年収穫分)し、6月に発売した。平成 30 年9月にワイン醸造を開始(平成 30 年収穫分)し、平成 30 年 11 月及び3月に発売した。ワインの生産本数は 2,200 本であった。

(評価)

- ・ 小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になるため、更なる展開が期待される。

①近未来技術の実証実験を促進するための 「近未来技術実証ワンストップセンター」の設置	年度	30	合計
	事業数	1	1

<平成 30 年度の認定事業に関する評価>

(実績)

- ・ 北九州市では、平成 30 年 10 月 23 日に区域計画認定を受け、11 月 1 日にセンターを開設した。平成 30 年度の相談対応件数 29 件、利用団体数 23 者、実証実験実施数 57 回であった。また、11 月 29 日、当該センター開設キックオフイベントとしてセミナーを開催し(参加者約 100 名)、広くセンターの PR を行った。

(評価)

- ・ 高度な産業技術である自動車の自動運転、小型無人機及び電波利用の実証実験を促進することにより、これらの技術を活用した製品あるいはサービスの商用化の早期実現が期待できる。

## 2、規制改革事項の活用及び見込状況

- ・ 平成 30 年度、北九州市は2事項2事業で新たな認定を受けている。

事業	認定	事業者	状況	備考
国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業	6月14日	北九州市	国内外でのセミナーや説明会の開催、メディアによる周知活動により創業活動者の活動が開始	積極的な広報活動の展開を評価
「高度産業技術実証ワンストップサポートセンター」の設置	10月23日	北九州市	自動走行、ドローン、電波利用における技術開発のための実証実験支援	近未来技術の商用サービス化及び製品化の早期実現を期待

- ・ 北九州市は市民・企業・行政が一丸となって、産業を活性化するとともに、産業構造の変化の波などの試練を乗り越えてきた経験を踏まえ、市の方針や目的を明確にしつつ、産業活性化に資する外国人材関連や近未来技術実証関連の案件形成を期待。

## 3、追加規制改革事項の提案状況

- ・ 平成 30 年度における提案状況は以下の通りである。

区域会議・WG等	提案者等	提案内容	補足
第 16 回福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議 (平成 30 年 8 月 27 日)	北九州市	海外大学・大学院卒業留学生が日本語学校卒業後も就職活動を継続するための在留資格を付与	規制緩和による優秀な外国人材確保の拡充

北九州高度産業技術実証ワンストップサポートセンター  
近未来技術を活用したインフラ点検の実証を推進!



ONE STOP  
Support Center  
for Demonstration Tests



ダム堤体、護岸 【潜水ロボット】 上下水管、プラント配管 【管渠点検ロボット】 橋梁、トンネル 【飛行型点検ロボット】

移動式発電機からの電力供給や無線通信障害等の観点から、有線ロボットを多く活用

※高速PLC (Power Line Communication)

- ・電力線に通信信号を乗せ、高周波帯域(2M~30MHz)で、高速通信が可能。
- ・現行の電波法では、「一般送配電事業者の家屋に付随する分電盤に接続された電力線」で型式指定の高速PLC機器を利用する場合は、許可不要。



現状の課題	<p>【ロボット製作企業】 電力線で通信を行う<b>高速PLC機器は、屋外の移動式発電機の電力線には使用不可</b>(電波法許可が必要) ⇒ 電力線、通信線の2重配線による過重が、<b>ロボットの小型化、調査範囲拡大の阻害要因</b></p> <p>【大学等研究機関】 実験用免許申請であっても、「<b>他の通信設備への混信、障害を与えない技術的根拠</b>」の明示が必要 ⇒ <b>実験用免許申請前に事前の予備実験の実施等、迅速な実証実施が困難</b></p>
	<p>【ロボット製作企業】 型式指定の<b>高速PLC機器を、屋外の移動式発電機の電力線にも使用可能</b>とする</p> <p>【大学等研究機関】 場所・期間限定の<b>実験用免許は事前規制を最小化し、実験中の電波調査等、事後チェックを免許要件</b>とする</p>

➡ 近未来技術を活用したインフラ点検の実証・実装を加速化!